1. 業務方法書(平成16年5月6日通知)

新

旧

(DVP 決済)

第3条 (略)

2 (略)

3 DVP 決済に係る有価証券の引渡しについては、一般振替(株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)が行う口座(機構が、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。以下「振替法」という。)第12条第1項の規定に基づき、株式等の振替を行うために開設した機構加入者口座又は外国株券等保管振替決済業務を行うために開設した口座をいう。以下同じ。)の振替(金融商品市場における取引の決済に係る振替を除く。)をいう。)により行うものとする。

(清算対象取引)

第4条 (略)

2 (略)

- (1) 機構の行う株式等振替業(振替法第8条に規定する振替業をいう。)において取り扱われている有価証券のうち、次のaからgに掲げるもの。
 - a 株式
 - b 新株予約権
 - c 新株予約権付社債
 - d 投資口
 - e 優先出資
 - f 投資信託受益権
 - g 受益証券発行信託の受益権

(削る)

(DVP 決済)

第3条 (略)

2 (略)

3 DVP 決済に係る有価証券の引渡しについては、一般振替(株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)が行う口座(機構が、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。以下「振替法」という。)第12条第1項の規定に基づき、株式等の振替を行うために開設した機構加入者口座、同法第9条第1項ただし書の規定により受益証券発行信託受益証券保管振替決済業務を行うために開設した口座又は外国株券等保管振替決済業務を行うために開設した口座をいう。以下同じ。)の振替(金融商品市場における取引の決済に係る振替を除く。)をいう。)により行うものとする。

(清算対象取引)

第4条 (略)

2 (略)

- (1) 機構の行う株式等振替業(振替法第 8 条に規定する振替業をいう。)において取り扱われている有価証券のうち、次のaからfに掲げるもの。
 - a 株式
 - b 新株予約権
 - c 新株予約権付社債
 - d 投資口
 - e 優先出資
 - f 投資信託受益権

(新設)

(2) 機構の行う受益証券発行信託受益証券 保管振替決済業務において取り扱われている 信託受益証券 (2)機構の行う外国株券等保管振替決済業務 において取り扱われている外国株券等

(DVP 振替請求)

第44条 当社は、DVP決済指図を受領して、そ の内容を確認したときは、当該 DVP 決済指図 に係る証券振替の実行のため、直ちに機構に対 し、当社が定めるところにより、渡方 DVP 参 加者に代わり渡方 DVP 参加者口座から DVP 口 座への振替の請求(当該 DVP 決済指図に係る 対象有価証券の引渡しの数量について、当該 DVP 決済指図に係る清算対象取引が振替実行 条件(次条第1項に規定する振替実行条件をい う。次項において同じ。)を充足した時に、口座 簿(振替口座簿又は外国株券等振替口座簿をい う。以下同じ。) に、当該渡方 DVP 参加者口座 に係る所要の記載をし、かつ、DVP口座に係る 所要の記載をすることを条件とする振替の請求 をいう。以下「DVP 振替請求」という。)を行 うものとする。

2 · 3 (略)

(3)機構の行う外国株券等保管振替決済業務 において取り扱われている外国株券等

(DVP 振替請求)

第44条 当社は、DVP決済指図を受領して、そ の内容を確認したときは、当該 DVP 決済指図 に係る証券振替の実行のため、直ちに機構に対 し、当社が定めるところにより、渡方 DVP 参 加者に代わり渡方 DVP 参加者口座から DVP 口 座への振替の請求(当該 DVP 決済指図に係る 対象有価証券の引渡しの数量について、当該 DVP 決済指図に係る清算対象取引が振替実行 条件(次条第1項に規定する振替実行条件をい う。次項において同じ。)を充足した時に、口座 簿(振替口座簿、信託受益証券参加者口座簿又 は外国株券等振替口座簿をいう。以下同じ。)に、 当該渡方 DVP 参加者口座に係る所要の記載を し、かつ、DVP 口座に係る所要の記載をするこ とを条件とする振替の請求をいう。以下「DVP 振替請求」という。)を行うものとする。

2 · 3 (略)

2. 附則

この改正規定は、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第109 号)附則第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。